

# 秋田県公報

## 目 次

○公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(五二・人事課)	5
○職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(五三・人事課)	5
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(五四・人事課)	6
○知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(五五・人事課)	8
○秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(五六・財政課)	9
○市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例(五七・市町村課)	9
○秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例及び秋田県公的医療機関等設備整備基金条例の一部を改正する条例(五八・子育て支援課)	10
○秋田県准看護師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例(五九・医務課)	11
○食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(六〇・生活衛生課)	12
○秋田県立自然公園条例の一部を改正する条例(六一・自然保護課)	16
○秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例(六二・産業経済政策課)	16
○秋田県営住宅条例の一部を改正する条例(六三・建築住宅課)	17
○秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(六四・高校教育課)	18
○秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(六五・警務課)	19

### この号で公布された条例のあらまし

- ◇公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五二号)
  - 1 題名を公益的法人等への職員の派遣等に関する条例に改めることとした。
  - 2 引用している公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律を公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に改めることとした。(第一条関係)
  - 3 その他所要の規定の整理を行うこととした。
  - 4 施行期日等
    - (一) この条例は、平成二〇年二月一日から施行することとした。
    - (二) 次の条例について所要の規定の整理を行うこととした。
      - (1) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)
      - (2) 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四六年秋田県条例第六六号)
      - (3) 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三年秋田県条例第一五号)
- ◇職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五三号)
  - 1 日当を廃止するとともに、県内を用務地とする旅行以外の旅行については現地経費を定額により支給し、県内を用務地とする旅行については公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により生ずる費用で、旅費が支給されない場合に限り、支給することとした。(第六条、第二〇条、第二七条、第二八条、第三一条、第三五条、別表第一及び別表第三関係)
  - 2 赴任に伴う住所又は居所の移転に係る諸経費について、着後手当を廃止し、規則で定める額を超えない範囲内の実費額で赴任経費を支給することとした。(第六条及び第二四条関係)
  - 3 県内の近距離旅行以外の同一地域内旅行について、鉄道賃、船賃及び車賃を支給することとした。(第二八条関係)
  - 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
  - 5 施行期日等
    - (一) この条例は、平成二二年一月一日から施行することとした。
    - (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

た。

### ◇職員等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五四号)

1 この条例の施行の日から平成二二年三月三十一日までの間に限り、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例措置を次のとおり拡充することとした。(附則第三二項関係)

勤続期間	二五年以上	改正後の条例附則第三二二項による特例措置
対象年齢(六〇歳定年者の場合)	五〇歳以上	三五歳以上
割増率	定年までの残年数一年につき二%	一〇%+定年までの残年数一年につき二%
割増率の上限	二〇%	五〇%

### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

### ◇知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五五号)

1 知事等に支給する旅費のうち日当を廃止し、現地経費を支給することとした。(別表第一及び別表第三関係)

2 施行期日等
 

- (一) この条例は、平成二二年一月一日から施行することとした。
- (二) この条例の施行に關し所要の経過措置を規定することとした。

### ◇秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五六号)

1 引用している建築士法(昭和五五年法律第二〇二号)の条項を改めることとした。(第二五条関係)

2 施行期日  
この条例は、平成二〇年一月二八日から施行することとした。

◇市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例  
(秋田県条例第五七号)

1 經由事務に次の事務を加えることとした。(別表第八五関係)

- (一) 薬事法(昭和三十五年法律第一四五号。以下「法」という。第三六条の四第一項の規定による一般用医薬品の販売等に必要なる資質を有することを確認するための試験の受験の出願の受理
- (二) 法第三六条の四第二項の規定による一般用医薬品の販売等に従事しようとする者の登録の申請の受理
- (三) 法第三九条の三第一項の規定による管理医療機器の販売業等の届出の受理
- (四) 薬事法施行規則(昭和三十六年厚生省令第一号。以下「省令」という。第一五九条の九第一項の規定による登録販売者名簿の登録事項の変更の届出の受理
- (五) 省令第一五九条の一〇第一項又は第二項の規定による登録販売者名簿の登録の削除の申請の受理
- (六) 省令第一五九条の一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請の受理
- (七) 省令第一五九条の二第一項の規定による販売従事登録証の再交付の申請の受理
- (八) 省令第一五九条の二三第一項の規定による販売従事登録証の返納の受理

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八年法律第五〇号)による民法(明治一九年法律第八九号)等の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行うこととした。(別表第九、別表第二九、別表第三一及び別表第八五関係)

3 施行期日等  
(一) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、  
2は、平成二〇年一月二八日から施行することとした。  
(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例及び秋田県公的医療機関等設備整備基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第五

八号)  
1 秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例(平成一八年秋田県条例第一八号)の一部改正(第一条による改正)  
すこやか奨学金に係る指定法人について、民法(明治一九年法律第八九号)第三四条の規定により設立された法人を一般社団法人及び一般財団法人に改めることとした。(第二条関係)

2 秋田県公的医療機関等設備整備基金条例(昭和四六年秋田県条例第一五号)の一部改正(第二条による改正)  
資金の貸付対象である医師会について、一定の地域内の医師を会員として民法第三四条の規定により設立された社団法人を一定の地域内の医師を会員とする一般社団法人に改めることとした。(第三条関係)

3 施行期日  
この条例は、平成二〇年一月二八日から施行することとした。

◇秋田県准看護師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例  
(秋田県条例第五九号)

1 戒告の処分を受けた者に係る准看護師再教育研修を受講する者等から手数料を徴収することとし、その額を次のとおりとすることとした。(第二条関係)

区 分	手数料の額 (一件につき)
戒告の処分を受けた者に係る准看護師再教育研修の受講	五〇、〇〇〇円
三年以内の業務停止の処分を受けた者又は免許の取消処分を受けた者であつて再免許を受けようとするものに係る准看護師再教育研修の受講	八一、〇〇〇円
准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録の申請	五、六〇〇円
准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付の申請	三、四〇〇円
准看護師再教育研修修了登録証の再交付の申請	四、一〇〇円

2 1の手数料は、申請があつたとき又は受講するときに徴収することとした。(第三条関係)  
3 その他所要の規定の整理を行うこととした。  
4 施行期日  
この条例は、公布の日から施行することとした。

◇食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六〇号)

1 次に掲げる業種について、臨時に設置する施設において連続する二〇日未満の営業を行おうとする者に係る許可の手数料の額を一件につき次のとおり引き下げることにした。(第六条関係)

業 種	改正前	改正後
飲食店営業	一六、〇〇〇円	二、八〇〇円
喫茶店営業	九、六〇〇円	一、六〇〇円
菓子製造業	一四、〇〇〇円	二、五〇〇円

2 公衆衛生上講ずべき措置の基準について、次の基準を加えることとした。(別表第一関係)

- (一) 施設等の管理は、次に掲げるところによることとした。
  - (1) 施設のうち、食品等の製造、加工、調理、包装、貯蔵等を行う室(以下「食品取扱室」という。)に食品及び食品添加物(以下「食品等」という。)を取り扱う者(以下「従事者」という。)以外の者を立ち入らせないこと。ただし、当該者に従事者と同等の衛生に関する措置を講じた場合は、この限りでない。
  - (2) 食品取扱室の窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、ほこり又はねずみ、昆虫等が入らないようにする措置を講じた場合は、この限りでない。
  - (3) 食品取扱室において蒸気、熱気等が発生した場合は、当該食品取扱室の換気を行うこと。
  - (4) 食品取扱室は、当該食品取扱室において取り扱う食品等の特性に応じて、温度及び湿度の管理を行うこと。
  - (5) 食品取扱室は、採光又は照明装置により、食品等の取扱いに支障のない明るさを確保すること。
  - (6) 食品取扱室においては、動物を飼育しないこと。
  - (7) 温度計、圧力計、流量計等の計器及び消毒、殺菌、除菌

- 又は浄水に用いる装置は、正常な機能を維持するように管理すること。
- (8) 使用した清掃用具は、洗浄し、及び専用の場所に保管すること。
- (9) 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品等を汚染しないこと。
- (二) 給水は、次に掲げるところによることとした。
  - 保健所長から水質検査(国又は地方公共団体の衛生試験機関その他規則で定める者が行うものに限る。)を受けるべき旨の指示があった場合であつて、当該水質検査の結果、飲用に適しないと認められたときは、直ちに使用を中止し、飲用に適するようにするために必要な措置を講ずること。
  - (三) 四に掲げるものを除くほか、食品等の取扱いは、次に掲げるところによることとした。
    - (1) 仕入れ又は受注を行う場合は、施設及び設備の規模並びに従事者数に応じて行うこと。
    - (2) 生鮮食品を使用する場合は、所定の場所で付着している土等を取り除くこと。
    - (3) 製造、加工、調理、包装又は保管を行う場合は、汚染を防止すること。
    - (4) 製造、加工又は調理を行う場合は、食品等の特性に応じて温度を管理し、及び加熱し、又は冷却する時間を調整すること。
    - (5) 異物及び特定原材料(食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二三三号)第二十一条第一号トに規定する食品をいう。)の混入を防止するための措置を講ずること。
  - (四) 食品等及び容器包装の運搬は、次に掲げるところによることとした。
    - (1) 他の貨物と混載する場合は、汚染を防止すること。
    - (2) 食品等の特性に応じた温度及び運搬時間とすること。
    - (3) 従事者の管理は、次に掲げるところによることとした。
      - 食品等を介して感染するおそれのある疾病について、当該疾病にかかった場合、当該疾病の病原体を保有していることが判明した場合又は当該疾病にかかっていることが疑われる症状を呈している場合は、その者を器具、容器包装及び食品等に接触する作業に従事させないこと。
- (六) 食品衛生責任者及び衛生教育に関する事項は、次に掲げるところによることとした。
  - (1) 食品衛生責任者がその管理する作業に関し衛生上支障のある事実を発見した場合は、直ちに報告させること。
  - (2) 食品衛生責任者に、知事が行う講習会又は知事が指定す

- る講習会を受講させること。
- (七) 食品等の回収は、次に掲げるところによることとした。
  - (1) 販売する食品等に食品衛生上の問題が発生した場合において当該食品等を速やかに回収できる体制を整備すること。
  - (2) 回収した食品等について、他の食品等と区別して保管し、廃棄その他の必要な措置をとること。
  - (八) 情報の提供等は、次に掲げるところによることとした。
    - (1) 消費者に対し、食品等についての安全性に関する情報の提供に努めること。
    - (2) 自ら製造し、輸入し、若しくは販売した食品等に起因して発生した食中毒患者等の情報又は当該食品等に係る法令違反の情報を得た場合は、保健所長に、当該情報を直ちに報告すること。
- 3 営業の施設の基準について、魚介類販売等に係る基準を強化するとともに、乳類販売等に係る基準を緩和することとした。(別表第二関係)
  - (一) 次に掲げる業種について、次のとおり営業の施設の基準を強化することとした。
    - (1) 魚介類販売業
      - 生食用の魚介類を調理する場合は、専用の調理室又は間仕切りで他と区画された調理場を設けていること。
      - (2) そうざい製造業
        - 包装室を設けていること。
    - (二) 次に掲げる業種について、次のとおり営業の施設の基準を緩和することとした。
      - (1) 乳類販売業
        - 摂氏一〇度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めた製品の保管について、専用の冷蔵設備の設置を必要としないこと。
      - (2) ソース類製造業
        - 瓶詰製品を製造する場合を除き洗瓶室を必要としないこと。
      - (3) 酒類製造業及び缶詰又は瓶詰食品製造業
        - 自動洗瓶機、自動充てん機及び自動打栓機の設置を必要としないこと。
      - (4) そうざい製造業
        - 原材料保管庫又は製品保管庫を設けている場合は原材料保管室又は製品保管室の設置を必要としないとともに、冷凍食品を加工する場合であっても解凍槽の設置を必要としないこと。

- (5) 添加物製造業
  - 原材料保管室、製造室、包装室、製品保管室及び試験検査室は、別棟で独立して設けることを必要としないこと。
  - 4 その他所要の規定の整備を行うこととした。
  - 5 施行期日
    - この条例は、平成二十二年四月一日から施行することとした。ただし、1は、公布の日から施行することとした。
- ◇秋田県立自然公園条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六一号)
  - 1 自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的として設立された民法(明治二十九年法律第八九号)第三四条の法人を自然公園内の自然の風景地の保護とその適正な利用を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人に改めることとした。(第二八条関係)
  - 2 施行期日
    - この条例は、平成二〇年二月一日から施行することとした。
- ◇秋田県発用施設周辺地域等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六二号)
  - 1 資金の貸付期間(据置期間を含む。)を一五年以内(現行一〇年以内)に延長することとした。(第四条関係)
  - 2 施行期日等
    - (一) この条例は、公布の日から施行することとした。
    - (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。
- ◇秋田県営住宅条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六三号)
  - 1 県営住宅の入居者(住宅地区改良法(昭和十五年法律第八四号)第一八条の規定により改良住宅に入居させるべき者(以下「本来入居者」という。)を除く。)の資格に、その者又はその者と現同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七七号)第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないことを加えることとした。(第七条、第九条及び第一〇条関係)
  - 2 県営住宅に同居させようとする者が暴力団員である場合は、その者が本来入居者であるときを除き、知事は、同居の承認をしてはならないこととした。(第一八条関係)



3 県営住宅の入居の承継の承認を受けようとする者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員である場合は、当該暴力団員である者が本来入居者であるときを除き、知事は、当該承認をしてはならないこととした。(第一九条関係)

4 県営住宅の入居者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員であるときは、知事は、当該県営住宅の家賃の減免又は徴収の猶予をすることができないこととした。(第二四条及び第二九条関係)

5 改良住宅の入居者に係る収入基準及び割増賃料の限度額に係る入居者の収入の区分を改めることとした。(第三六条及び第三九条関係)

6 県営住宅の入居者又は同居者が暴力団員である場合は、当該暴力団員である者が本来入居者であるときを除き、知事は、当該県営住宅の明渡しを請求しなければならないこととした。(第四八条関係)

7 その他所要の規定の整備を行うこととした。

8 施行期日等  
 (一) この条例は、平成二十二年一月一日から施行することとした。ただし、5及び8(二)は、同年四月一日から施行することとした。  
 (二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

◇秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六四号)

1 秋田県立由利高等学校の位置を由利本荘市川口字愛宕山一番一に改めることとした。(別表関係)

2 施行期日  
 この条例は、平成二〇年二月一日から施行することとした。

◇秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(秋田県条例第六五号)

1 第一種運転免許及び第二種運転免許に係る免許証交付手数料等の額を次のとおり引き上げることとした。(第一四条関係)(一件につき)

手数料の種類	改正前	改正後	引上額
--------	-----	-----	-----

免許証交付手数料	一、六五〇円	二、一〇〇円	四五〇円
免許証再交付手数料	三、二〇〇円	三、六五〇円	四五〇円
免許証更新手数料	二、一〇〇円	二、五五〇円	四五〇円

2 施行期日

この条例は、平成二十二年一月四日から施行することとした。



条 例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例、職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例、知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例、秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例、市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例、秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例及び秋田県公的医療機関等設備整備基金条例の一部を改正する条例、秋田県准看護師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例、食品衛生法施行条例の一部を改正する条例、秋田県立自然公園条例の一部を改正する条例、秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例、秋田県営住宅条例の一部を改正する条例、秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例及び秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年十月十日

秋田県条例第五十二号

秋田県知事 寺 田 典 城

公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年秋田県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例

第一条中「公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等への職員」を「公益的法人等への職員」に改める。

第二条第一項第一号中「基本金」を「出資」に、「ものを出資している」を「財産の拠出をしている」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正)

2 次に掲げる条例の規定中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

一 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年秋田県条例第三号)第十二条第一項第三号

二 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年秋田県条例第六十六号)第四条第六号

三 企業職員の給与の種類および基準を定める条例(昭和三十一年秋田県条例第五十一号)第十三条の七

### 秋田県条例第五十三号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一章の前に次の目次を付する。

#### 目次

第一章 総則(第一条―第十五条)

第二章 内国旅行の旅費(第十六条―第三十条)

第三章 外国旅行の旅費(第三十一条―第四十条)

第四章 雑則(第四十一条―第四十三条)

#### 附則

第六条第一項中「日当」を「現地経費」に、「着後手当」を「赴任経費」に改め、同条第六項中「日当」を「現地経費」に、「一日当り」を「一日当たり」に改め、同条第十項中「着後手当」を「赴任経費」に、「定額」を「実費額」に改める。

第十条の見出し及び同条第一項中「日当」を「現地経費」に改める。

第十二条の見出し中「日当」を「現地経費」に改め、同条中「日当」を「現地経費」に、「本条」を「この条」に改める。

第二十条を次のように改める。

#### (現地経費)

第二十条 現地経費の額は、一日につき一、三〇〇円とする。

2 第六条第六項の規定にかかわらず、県内を用務地とする旅行における現地経費は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により負担する費用についてこの条例の他の規定により旅費が支給されない場合に限り、支給する。

第二十四条を次のように改める。

#### (赴任経費)

第二十四条 赴任経費の額は、規則で定める額を超えない範囲内の実費額で、新在勤地に到着後直ちに県公舎又は自宅に入居することができない場合における宿泊に要する費用その他の規則で定める費用の合計額による。

第二十五条第一項中「左の各号に規定する」を「次に定めるところにより計算した」に改め、同項第一号中「左に規定する」を「次に定める」に改め、同号イ中「日当」を「現地経費」に、「食卓料及び着後手当」を「及び食卓料」に改め、同号ハ中「日当」を「現地経費」に、「食卓料及び着後手当」を「及び食卓料」に、「但し」を「ただし」に、「こえる者」を「超える者一人」に、「金額」を「額」に改め、同項第二号ただし書中「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第三号中「日当」を「現地経費」に、「食卓料及び着後手当」を「及び食卓料」に改める。

第二十七条中「旅費は」を「鉄道賃、船賃、車賃、宿泊料、移転料、赴任経費及び扶養親族移転料は」に改め、同条ただし書中「のいずれかに該当する」を「に掲げる」に、「規定する」を「定める」に改め、同条第一号中「場合には、別表第一」を「場合 別表第一」に改め、同条第二号中「場合には、別表第二」を「場合 別表第二」に改める。

第二十八条中「鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当」を「移転料、赴任経費」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、前条第二号に掲げる場合には、同号に定める額の移転料を支給する。

第二十八条各号を削り、同条に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、県外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃及び車賃は、支給しない。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により鉄道賃、船賃及び車賃の実費額の合計額が当該旅行について支給される現地経費の額を超える場合には、その超える額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃を支給する。

第三十一条ただし書中「但し」を「ただし」に、「日当」を「現地経費」に改める。

第三十五条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「日当」を「現地経費」に改める。

附則第三項中「日当、」を削る。

別表第一中「日当、」を削り、

区	分	日 当 (一日につき)
九級又は八級の職務にある者		三、〇〇〇円
七級以下二級以上の職務にある者		二、六〇〇円
一級の職務にある者		二、二〇〇円

を

区	分
九級又は八級の職務にある者	
七級以下二級以上の職務にある者	
一級の職務にある者	

に改める。

別表第三中「日当」を「現地経費」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員等の旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

秋田県条例第五十四号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例(昭和二十八年秋田県条例第八十号)の一部を次のように改正する。

附則第三十二項中「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十七年秋田県条例第九十二号)」を「第五条の三の規定にかかわらず、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成二十年秋田県条例第五十四号)」に、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十一年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田県条例第五十五号

知事等の給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与および旅費に関する条例(昭和三十一年秋田県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

別表第一中「日当」を「現地経費」に、	別表第三中「日当」を「現地経費」に改める。				
<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">日 当 (一日につき)</td> <td style="padding: 5px;">三、三〇〇円</td> </tr> </table>	日 当 (一日につき)	三、三〇〇円	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">現地経費 (一日につき)</td> <td style="padding: 5px;">一、三〇〇円</td> </tr> </table>	現地経費 (一日につき)	一、三〇〇円
日 当 (一日につき)	三、三〇〇円				
現地経費 (一日につき)	一、三〇〇円				
を	に改める。				

附 則



- 1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の知事等の給与および旅費に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

#### 秋田県条例第五十六号

秋田県標準事務関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県標準事務関係手数料徴収条例（平成十二年秋田県条例第十九号）の一部を次のように改正する。  
第二十五条第二項中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十年十一月二十八日から施行する。

#### 秋田県条例第五十七号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

市町村への権限移譲の推進に関する条例（平成十六年秋田県条例第七十一号）の一部を次のように改正する。

別表第九第五号中「第五十五条第一項において準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十七条第二項」を「第四十六条の七」に、「同法第八十三条」を「法第四十七条の三」に改める。

別表第二十九第五号中「第五十五条第一項において準用する民法第七十七条第二項」を「第四十六条の七」に、「同法第八十三条」を「法第四十七条の三」に改める。

別表第三十一第八号中「第五十八条第一項において準用する民法第七十七条第二項」を「第五十条の七」に、「同法第八十三条」を「法第五十条の十」に改める。

別表第八十五第十一号中(ア)から(ウ)までを削り、(エ)を(ア)とし、同号(ロ)中「第五十五条第五項」を「第五十五条第八項」に改め、同号中(イ)を(エ)とし、(ロ)の次に次のように加える。

(ア) 法第五十六条の六の規定による解散した医療法人の清算人の氏名等の届出の受理

(エ) 法第五十六条の十一の規定による解散した医療法人の清算の結了の届出の受理

別表第八十五第十一号(ロ)中「第五十五条第三項」を「第五十五条第六項」に改め、同号中(イ)を(エ)とし、(ウ)から(ロ)までを三つずつ繰り下げ、同号(ウ)中

「第四十六条の四第三項第四号」を「第四十六条の四第七項第四号」に改め、同号中(ウ)とし、(エ)を(ウ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(ウ) 法第四十六条の四第五項の規定による医療法人の仮理事の選任の請求の受理

(エ) 法第四十六条の四第六項の規定による医療法人の特別代理人の選任の請求の受理

別表第八十五第十一号中(ウ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(ウ) 法第四十四条第三項の規定による医療法人の名称等の決定の請求の受理

別表第八十五第十九号中「厚生省令第一号」の下に「。以下この号において「省令」という。」を加え、同号(ウ)を同号(エ)とし、同号(ウ)中「薬事法施行規則」を「省令」に改め、同号中(ウ)とし、(エ)の次に次のように加える。

(ウ) 省令第五百九十九条の九第一項の規定による登録販売者名簿の登録事項の変更の届出の受理

(エ) 省令第五百九十九条の十第一項又は第二項の規定による登録販売者名簿の登録の削除の申請の受理

(ウ) 省令第五百九十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付の申請の受理

(エ) 省令第五百九十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付の申請の受理

(ウ) 省令第五百九十九条の十三第一項の規定による販売従事登録証の返納の受理

別表第八十五第十九号中(ウ)とし、(エ)から(ウ)までを三つずつ繰り下げ、(エ)を(ウ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(ウ) 法第三十九条の三第一項の規定による管理医療機器の販売業等の届出の受理

別表第八十五第十九号中(エ)の次に次のように加える。

(ウ) 法第三十六条の四第一項の規定による一般用医薬品の販売等に必要の資質を有することを確認するための試験の受験の出願の受理

(エ) 法第三十六条の四第二項の規定による一般用医薬品の販売等に従事しようとする者の登録の申請の受理

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第九第五号、別表第二十九第五号、別表第三十一第八号及び別表第八十五第十一号の改正規定は、平成二十年十二月一日から施行する。

2 この条例の施行により新たに市町村への権限移譲の推進に関する条例第十三条第一項の經由事務となる事務に係る同条第二項の規定による協議及び同条第三項において準用する同条例第十二条第四項の規定による告示その他必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

#### 秋田県条例第五十八号

秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例及び秋田県公的医療機関等設備整備基金条例の一部を改正する条例

(秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例の一部改正)

第一条 秋田県すこやか奨学金貸与事業助成条例(平成十八年秋田県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を「一般社団法人及び一般財団法人」に改める。

(秋田県公的医療機関等設備整備基金条例の一部改正)

第二条 秋田県公的医療機関等設備整備基金条例(昭和四十六年秋田県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「の各号」を削り、同条第三号中「として民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された社団法人」を「とする一般社団法人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

#### 秋田県条例第五十九号

秋田県准看護師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県准看護師免許等手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中第八号を第十二号とし、第七号を第十一号とし、同条第六号中「書換え交付」を「書換え交付」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号中「書換え交付」を「書換え交付」に改め、同号を同条第九号とし、同条中第四号を第八号とし、第三号を第七号とし、同条第二号中「書換え交付」を「書換え交付」に改め、同号を同条第六号とし、同条第一号の次に次の四号を加える。

二 次に掲げる者に係る法第十五条の二第二項の規定による准看護師再教育研修の受講

(一) 法第十四条第二項第一号に掲げる処分を受けた者 一件につき 五万円

(二) 法第十四条第二項第二号に掲げる処分を受けた者又は同条第三項の規定により再免許を受けようとする者 一件につき 八万円

三 法第十五条の二第四項の規定による准看護師再教育研修を修了した旨の准看護師籍への登録の申請 一件につき 五千六百元

四 法第十五条の二第五項に規定する准看護師再教育研修修了登録証の書換え交付の申請 一件につき 三千四百円

五 法第十五条の二第五項に規定する准看護師再教育研修修了登録証の再交付の申請 一件につき 四千百円

第三条中「あつたとき」の下に「又は受講するとき」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 秋田県条例第六十号

## 食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

食品衛生法施行条例(平成十二年秋田県条例第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「次の」を「別表第一の」に改め、同条各号を削る。

第三条中「別表」を「別表第二」に改める。

第六条第二項第一号から第三号までを次のように改める。

一 次に掲げる者に係る食品衛生法施行令(昭和二十八年政令第二百二十九号。以下「令」という。)第三十五条第一号に掲げる飲食店営業の許可の申請

イ 臨時に設置する施設において連続する二十日未満の営業を行おうとする者

一件につき 二千八百円

ロ イに掲げる者以外の者

一件につき 一万六千円

二 次に掲げる者に係る令第三十五条第二号に掲げる喫茶店営業の許可の申請

イ 臨時に設置する施設において連続する二十日未満の営業を行おうとする者

一件につき 千六百元

ロ イに掲げる者以外の者

一件につき 九千六百元

三 次に掲げる者に係る令第三十五条第三号に掲げる菓子製造業の許可の申請

イ 臨時に設置する施設において連続する二十日未満の営業を行おうとする者

一件につき 二千五百円

ロ イに掲げる者以外の者

一件につき 一万四千元

別表第一号イ(4)中「食品取扱室」の下に「(旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)第五条第一項第四号に規定する施設のうち客室の延床面積が三十三平方メートル未満であるものの調理室を除く。)」を加え、同号イ(4)ただし書を削り、同表第二号の表一の項中子をりとし、八からトまでを一つずつ繰り下げ、同項口中「イ」を「ロ」に改め、同項中ロをハとし、イをロとし、同項にイとして次のように加える。

イ 調理室は、壁又は戸で客室及び客席と区画されていること。

別表第二号の表二の項中ニをホとし、イからハマまでを一つずつ繰り下げ、同項にイとして次のように加える。

イ 調理室は、壁又は戸で客室及び客席と区画されていること。

別表第二号の表十の項中「製品」の下に「(摂氏一〇度以下で保存することを要しないと厚生労働大臣が認めたものを除く。)」を加え、同表十二の項へを次のように改める。

へ 食肉及び食肉製品を加工する場合は、それぞれに専用の器具を備えていること。

別表第二号の表十二の項トを削り、同表十四の項中ハを二とし、ロの次に次のように加える。

ハ 生食用の魚介類を調理する場合は、専用の調理室又は間仕切りで他と区画された調理場を設けていること。

別表第二号の表十五の項口中「〇・三メートル」を「二四センチメートル」に改め、同表二十七の項を次のように改める。

業	<p>二十七 ソース類製造 イ 原材料保管室、製造室及び製品保管室を設けていること。</p> <p>ロ 瓶詰製品を製造する場合は、洗瓶室を設けていること。</p>
---	---

別表第二号の表二十八の項口中「自動洗瓶機、自動充てん機、自動打栓機及び」を「瓶詰製品を製造する場合は、」に改め、同表三十二の項イ中「原材料受入処理室」を「原材料受入処理場」に改め、「製造室」の下に、「包装室」を加え、同項イに次のただし書を加える。

ただし、原材料保管庫又は製品保管庫を設けている場合は、原材料保管室又は製品保管室を設けることを要しない。

別表第二号の表三十二の項口中「包装室及び」及び「設け必要に応じて、ばい焼室又はくん煙室を」を削り、同項中二を削り、ホを二とし、ヘをホとし、同表三十三の項口中「自動洗瓶機、自動充てん機、自動打栓機及び」を削り、同表三十四の項イ中「別棟で独立して」を削り、同項中ロを削り、ハをロとし、二からトまでを一つずつ繰り上げ、別表を別表第二とする。

附則の次に次の一表を加える。

別表第一(第二条関係)

一 管理運営要領については、次に掲げるところによること。

イ 施設、設備、器具、容器包装及び食品等(食品及び食品添加物をいう。)の衛生上の取扱いに関する管理運営要領(この号において「管理運営要領」という。)を作成すること。

ロ 食品衛生責任者に、管理運営要領に基づいて衛生管理を実施させるとともに、管理運営要領の内容を食品等を取り扱う者(以下「従事者」という。)に周知徹底させること。

二 施設等の管理は、次に掲げるところによること。

イ 施設及び当該施設の周辺は、営業日ごとに清掃すること。

ロ 施設のうち、食品等の製造、加工、調理、包装、貯蔵等を行う室(以下「食品取扱室」という。)には、不要な物品を置かないこと。

ハ 食品取扱室に従事者以外の者を立ち入らせないこと。ただし、当該者に従事者と同等の衛生に関する措置を講じさせた場合は、この限りでない。

ニ 食品取扱室の窓及び出入口は、開放しないこと。ただし、ほこり又はねずみ、昆虫等が入らないようにする措置を講じた場合は、この限りでない。

- ホ 食品取扱室において蒸気、熱気等が発生した場合は、当該食品取扱室の換気を行うこと。
- ヘ 食品取扱室は、当該食品取扱室において取り扱う食品等の特性に応じて、温度及び湿度を管理すること。
- ト 食品取扱室は、採光又は照明装置により、食品等の取扱いに支障のない明るさを確保すること。
- チ 食品取扱室においては、動物を飼育しないこと。
- リ 貯水槽を使用する場合は、当該貯水槽を清掃し、及び清潔に保つこと。
- ヌ 排水設備は、正常な機能を維持するように管理し、及び故障し、又は破損した場合は速やかに修理すること。
- ル 手洗い設備、洗浄設備その他の設備は、常に使用できる状態とし、及び清潔に保つこと。
- ヲ 汚物容器のふたは、汚物を出し入れする場合を除き、閉じておくこと。
- ワ 温度計、圧力計、流量計等の計器及び消毒、殺菌、除菌又は浄水に用いる装置は、正常な機能を維持するように管理すること。
- カ 洗浄剤、消毒剤又は殺菌剤（以下「洗浄剤等」という。）を使用する場合は、当該洗浄剤等の使用の目的及び方法に従うこと。
- コ 器具及び器具を分解した部品並びに容器包装は、それぞれ所定の場所に保管すること。
- ク 器具は、正常な機能を維持するように管理し、及び故障し、又は破損した場合は速やかに修理すること。
- ケ 器具は、洗浄し、及び消毒すること。
- コ 使用した清掃用具は、洗浄し、及び専用の場所に保管すること。
- ク ねずみ、昆虫等の駆除作業を実施し、及び当該作業の実施状況を記録すること。
- ネ 殺そ剤又は殺虫剤を使用する場合は、食品等を汚染しないこと。
- ナ 洗浄剤等を充てんした容器に当該洗浄剤等の名称を表示すること。
- 三 給水は、次に掲げるところによること。
  - イ 水道水（水道法（昭和三十二年法律第七十七号）又は秋田県小規模水道条例（昭和三十五年秋田県条例第十号）の規定による水道により供給される水をいう。以下同じ。）以外の水を使用する場合は、消毒設備の正常な機能を維持するように管理するとともに、保健所長から当該水の水质検査（国又は地方公共団体の衛生試験機関その他規則で定める者（以下「衛生試験機関等」という。）が行うものに限る。）を受けるべき旨の指示があったときは、これに従うこと。
  - ロ イの水質検査の結果、飲用に適しないと認められた場合は、直ちに使用を中止し、飲用に適するようにするために必要な措置を講ずること。
- 四 次号に掲げるものを除くほか、食品等の取扱いは、次に掲げるところによること。
  - イ 仕入れ又は受注を行う場合は、施設及び設備の規模並びに従事者数に応じて行うこと。

- ロ 仕入れを行う場合は、品質、鮮度、表示等について点検し、及び品質、鮮度、表示等に異常のある食品等は、仕入れないこと。
- ハ 保管する場合は、その特性に応じた方法によること。
- ニ 生鮮食品を使用する場合は、所定の場所で付着している土等を取り除くこと。
- ホ 製造、加工、調理、包装又は保管を行う場合は、汚染を防止すること。
- ヘ 食品添加物を使用する場合は、当該食品添加物の使用の目的及び方法に従うこと。
- ト 製造、加工又は調理を行う場合は、食品等の特性に応じて温度を管理し、及び加熱し、又は冷却する時間を調整すること。
- チ 異物及び特定原材料（食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第二十一条第一項第一号トに規定する食品をいう。）の混入を防止するための措置を講ずること。
- 五 食品等及び容器包装の運搬は、次に掲げるところによること。
  - イ 他の貨物と混載する場合は、汚染を防止すること。
  - ロ 食品等の特性に応じた温度及び運搬時間とすること。
- 六 従事者の管理は、次に掲げるところによること。
  - イ 健康状態を把握すること。
  - ロ 保健所長の指示があった場合は、検便を受けさせること。
  - ハ 食品等を介して感染するおそれのある疾病について、当該疾病にかかった場合、当該疾病の病原体を保有していることが判明した場合又は当該疾病にかかっていることが疑われる症状を呈している場合は、その者を器具、容器包装及び食品等に接触する作業に従事させないこと。
  - ニ 食品取扱室内においては、指輪、腕時計等を外させ、及び清潔な作業衣、帽子及び履物を使用させ、並びにたんづばによる容器包装又は食品等の汚染のおそれがある場合はマスクを着用させること。
  - ホ 作業前、用便後及び手指が汚染された場合は、手指の洗浄及び消毒を行わせること。
  - ヘ 所定の場所以外の場所を着替え、喫煙、食事等をさせないこと。
- 七 自ら行う衛生に関する検査等は、次に掲げるところによること。
  - イ 少なくとも毎年一回、製品が法第十一条第一項の規定により厚生労働大臣が定める基準及び規格並びに知事が定める基準に適合するかどうかを検査し、並びに当該検査の記録を一年間保存すること。
  - ロ 飲食店営業において、一度に二十食以上の食品を調理する場合は、調理した食品の種類ごとに検食用の食品を容器に入れ、当該検食用の食品を摄氏十度以下で七十二時間以上保存すること。

八 食品衛生責任者及び衛生教育に関する事項は、次に掲げるところによること。

イ 食品衛生責任者がその管理する作業に関し衛生上支障のある事実を発見した場合は、直ちに報告させること。

ロ 食品衛生責任者に、知事が行う講習会又は知事が指定する講習会を受講させること。

ハ 食品衛生管理者又は食品衛生責任者に、従事者に対して製造等に関する衛生教育を行わせること。

九 食品等の回収は、次に掲げるところによること。

イ 販売する食品等に食品衛生上の問題が発生した場合において当該食品等を速やかに回収する体制を整備すること。

ロ 回収した食品等について、他の食品等と区別して保管し、廃棄その他の必要な措置をとること。

十 情報の提供等は、次に掲げるところによること。

イ 消費者に対し、食品等の安全性に関する情報の提供に努めること。

ロ 自ら製造し、輸入し、若しくは販売した食品等に起因して発生した食中毒患者等の情報又は当該食品等に係る法令違反の情報を得た場合は、保健所長に、当該情報を直ちに報告すること。

#### 附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第六条第二項第一号から第三号までの改正規定は、公布の日から施行する。

#### 秋田県条例第六十一号

秋田県立自然公園条例の一部を改正する条例

秋田県立自然公園条例（昭和三十三年秋田県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第一項中「保護と」を「保護及び」に、「目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人」を「目的とする一般社団法人又は一般財団法人」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

#### 秋田県条例第六十二号

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例の一部を改正する条例

秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例（昭和五十八年秋田県条例第十一号）の一部を次のように改正する。



第四条中「の各号」を削り、同条第二号中「十年」を「十五年」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の秋田県発電用施設周辺地域等企業導入促進基金条例第四条第二号の規定は、この条例の施行の日以後に貸し付ける資金について適用し、同日前に貸し付けた資金については、なお従前の例による。

#### 秋田県条例第六十三号

秋田県営住宅条例の一部を改正する条例

秋田県営住宅条例（平成十四年秋田県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第七条中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、「限り第三号」の下に「及び第四号」を加え、同条第一号中「含む。」の下に「第四号、」を加え、「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

四 その者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第八条第一項中「前条各号」を「前条第一号から第三号まで」に改め、同条第二項中「及び第三号」を「から第四号まで」に改め、「同条第三号」の下に「及び第四号」を加える。

第九条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に規定する者であっても、その者と現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員であり、かつ、住宅地区改良法第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者でない場合は、改良住宅に入居することができない。

第十条中「該当する者」を「該当し、第七条第四号に掲げる条件を具備する者」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該同居させようとする者が暴力団員であるときは、知事は、同項の承認をしてはならない。ただし、改良住宅については、その者が住宅地区改良法第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者であるときは、この限りでない。

第十九条に次の一項を加える。

2 前項の場合において、当該入居者と同居していた者又はその者と現に同居し、若しくは同居しようとする者が暴力団員であるときは、知事は、同項の承認をしてはならない。ただし、改良住宅については、当該暴力団員である者が住宅地区改良法第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者

であるときは、この限りでない。  
第二十四条に次のただし書を加える。

ただし、その者又はその者と現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員であるときは、この限りでない。

第二十八条第一項中「第四十八条第一項」の下に「又は第六項本文」を加える。

第二十九条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、その者又はその者と現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員であるときは、この限りでない。

第三十六条第三項中「十七万八千円」を「十三万九千円」に、「十三万七千円」を「十一万四千円」に改める。

第三十九条第三項中「十七万八千円」を「十三万九千円」に改める。

第四十三条第二項中「第七条」の下に「(第四号を除く。)」を加える。

第四十八条第一項第五号中「第十八条」を「第十八条第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

6 知事は、入居者又は同居者が暴力団員である場合は、当該入居者に対し、当該県営住宅の明渡しを請求しなければならない。ただし、改良住宅については、当該暴力団員である者が住宅地区改良法第十八条の規定により改良住宅に入居させるべき者であるときは、この限りでない。

7 第二項、第四項及び第五項の規定は、前項の規定による明渡しの請求について準用する。この場合において、第二項中「前項」とあるのは「第六項本文」と、第四項中「第一項第二号から第五号までの規定に該当することにより同項」とあるのは「第六項本文」と、第五項中「第一項」とあるのは「第六項本文」と読み替えるものとする。

#### 附 則

1 この条例は、平成二十一年一月一日から施行する。ただし、第三十六条第三項及び第三十九条第三項の改正規定並びに次項の規定は、同年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改良住宅に入居している者に係る収入基準については、平成二十六年三月三十一日までの間は、この条例による改正後の秋田県営住宅条例第三十六条第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 秋田県条例第六十四号

##### 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例

秋田県立高等学校設置条例(昭和三十九年秋田県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表秋田県立由利高等学校の項中「由利本荘市川口字太鼓森七番地」を「由利本荘市川口字愛宕山一番一」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年十二月一日から施行する。

秋田県条例第六十五号

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県公安委員会関係手数料徴収条例(平成十二年秋田県条例第十七号)の一部を次のように改正する。  
第十四条第二項の表免許証交付手数料の項中「千六百五十円」を「二千円」に改め、同表免許証再交付手数料の項中「三千二百円」を「三千六百五十円」に改め、同表免許証更新手数料の項中「二千円」を「二千五百五十円」に改める。

附 則

この条例は、平成二十一年一月四日から施行する。

発行所 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所  
印刷者

秋田県山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(0182)8766  
FAX(0182)8766  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄